

「上場制度整備の実行計画2009(速やかに実施する事項)」に基づく
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表.....	3
3 . 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表.....	17
4 . 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	18
5 . 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表.....	33
6 . 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表.....	39

以上

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)</p> <p>株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え300万円以下の場合には1,000円、300万円を超え2,000万円以下の場合には1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合には5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>4~8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)</p> <p>株券は、1株(新株予約権証券については、<u>新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数</u>を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え300万円以下の場合には1,000円、300万円を超え2,000万円以下の場合には1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合には5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>4~8 (略)</p>

この改正規定は、平成21年12月30日から
施行する。

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 上場管理</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 企業行動規範</p> <p>第1款 (略)</p> <p>第2款 望まれる事項(第445条 <u>第451条</u>)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>第3編～第6編 (略)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(67) (略)</p> <p>(67)の2 第三者割当 <u>開示府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。</u></p> <p>(68)～(96) (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、<u>施行規則で定めるところにより</u>、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 上場管理</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 企業行動規範</p> <p>第1款 (略)</p> <p>第2款 望まれる事項(第445条 <u>第450条</u>)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>第3編～第6編 (略)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(67) (略)</p> <p>(67)の2 第三者割当 <u>募集株式等の割当ての方法のうち、公募(一般募集による新株予約権の発行を含む。)、株主割当て又は優先出資者割当以外の方法をいう。</u></p> <p>(68)～(96) (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、直ちにその内容(<u>第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときは、投資判断上重要なものとして施行規</u></p>

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a p までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ a l (略)

a m 内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出

a n (略)

a o (略)

a p a から前 a o までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ l (略)

m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長 (債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。) 又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

n ~ t (略)

u 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は四半期レビュー報告書 (公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。) を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 2 4 条第 1 項又は法第 2 4 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間

則で定める内容を含む。) を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a o までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a ~ a l (略)

(新設)

a m (略)

a n (略)

a o a から前 a n までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ l (略)

m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

n ~ t (略)

u 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は四半期レビュー報告書 (公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。) を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 2 4 条第 1 項又は法第 2 4 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間

内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

v ~ x (略)

(子会社等の情報の開示)

第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社等に次のaからlまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
a ~ i (略)

j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

k・l (略)

(3) (略)

第406条 削除

内に提出しなかったこと、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

v ~ x (略)

(子会社等の情報の開示)

第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社等に次のaからlまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
a ~ i (略)

j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

k・l (略)

(3) (略)

(非上場親会社等の情報の開示)

第406条 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、上場会社に与える影響が

最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この条において同じ。)を有している場合において、上場会社は、その親会社等が次の各号のいずれかに該当するとき(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の親会社等の業務執行を決定する機関が、次のaからoまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

- a 資本金の額の減少
- b 株式交換
- c 株式移転
- d 合併
- e 会社分割
- f 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- g 解散(合併による解散を除く。)
- h 新製品又は新技術の企業化
- i 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- j 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- k 固定資産の譲渡又は取得
- l 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- n 新たな事業の開始
- o 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又は法

第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け

(2) 上場会社の親会社等に次のaからcまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 主要株主又は筆頭株主の異動

c 不渡り等

(3) 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間(当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間)に係る決算の内容が定まった場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示することを当取引所に書面により確約したときは、この限りでない。

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が前項各号に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合

(4) その他当取引所が適当と認める者である場合

(上場外国会社による情報の開示)
第407条 上場外国会社は、第402条から第405条までのほか、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1)・(2) (略)
2 上場外国株預託証券等の発行者は、第402条から第405条まで及び前項のほか、第206条第1項第4号に規定する預託契約等その他の契約の変更又は終了その他の上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(財務会計基準機構への加入状況等に関する開示)
第409条の2 上場内国会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況(当該機構に加入していない場合は、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。)を開示しなければならない。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(支配株主等に関する事項の開示)
第411条 (略)
2 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。)を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは

(上場外国会社による情報の開示)
第407条 上場外国会社は、第402条から前条までのほか、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1)・(2) (略)
2 上場外国株預託証券等の発行者は、第402条から前条まで及び前項のほか、第206条第1項第4号に規定する預託契約等その他の契約の変更又は終了その他の上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(新設)

(支配株主等に関する事項の開示)
第411条 (略)
(新設)

中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。）に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる（新設）

場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを当取引所に書面により確約したときは、この限りでない。

（1） 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

（2） 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合

（3） 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合

（4） その他当取引所が適当と認める者である場合

（会社情報の開示に係る審査等）

第412条 上場会社は、この節の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

（1）・（2）（略）

（会社情報の開示に係る審査等）

第412条 上場会社は、この節の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

（1）・（2）（略）

<p>(3) 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) 開示する情報が投資者判断上誤解を生じせしめるものでないこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(独立役員の確保)</p>	
<p>第436条の2 <u>上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。</u></p> <p>2 <u>独立役員の確保に関し、必要な事項については、施行規則で定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重)</p>	
<p>第445条の2 <u>上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備)</p>	
<p>第451条 <u>上場内国会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(会社情報の開示)</p>	
<p>第806条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の上場優先株等の発行者の業務執行を決</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第806条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の上場優先株等の発行者の業務執行を決</p>

定する機関が、直近に公表された取得についての方針の変更を決定した場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に規定する事項及び第2号に規定する事実にあつては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(5) (略)

5 (略)

6 上場子会社連動配当株の発行者は、第4項の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該対象子会社に係る当取引所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

7 上場子会社連動配当株の発行者は、対象子会社の直前連結会計年度に係る連結子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 (略)

(上場ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場ETF（外国投資証券に該当する

定する機関が、直近に公表された取得についての方針の変更を決定した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に規定する事項及び第2号に規定する事実にあつては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(5) (略)

5 (略)

6 上場子会社連動配当株の発行者は、第4項の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該対象子会社に係る当取引所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

7 上場子会社連動配当株の発行者は、対象子会社の直前連結会計年度に係る連結子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。）は、直ちに施行規則で定めるところによりその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 (略)

(上場ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場ETF（外国投資証券に該当する

外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。) に係る管理会社は、次の a から h までのいずれかに該当する場合 (a に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a (略)

b 上場 E T F に係る管理会社に、次の (a) から (h) までに掲げる事実 (外国 E T F 、外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F 、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、(f) 及び (g) を除く。) のいずれかが発生した場合

(a) ~ (d) (略)

(e) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 2 4 条第 1 項又は第 2 4 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと (当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(f) ~ (h) (略)

c ~ h (略)

(3) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)

外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。) に係る管理会社は、次の a から h までのいずれかに該当する場合 (a に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。) は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a (略)

b 上場 E T F に係る管理会社に、次の (a) から (h) までに掲げる事実 (外国 E T F 、外国 E T F 信託受益証券、内国商品現物型 E T F 、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、(f) 及び (g) を除く。) のいずれかが発生した場合

(a) ~ (d) (略)

(e) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 2 4 条第 1 項又は第 2 4 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(f) ~ (h) (略)

c ~ h (略)

(3) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)

に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から g までのいずれかに該当する場合（ a 及び c に掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a （略）

b 上場 E T F に係る外国投資法人に、次の（ a ）から（ e ）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

（ a ）～（ c ） （略）

（ d ） 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 2 4 条第 1 項又は第 2 4 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

（ e ） （略）

c ~ g （略）

3 ~ 6 （略）

（上場不動産投資信託証券に関する情報の開示）
第 1 2 1 3 条 （略）

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から g までのいずれかに該当する場合（ a 及び c に掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a （略）

b 上場 E T F に係る外国投資法人に、次の（ a ）から（ e ）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

（ a ）～（ c ） （略）

（ d ） 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第 2 4 条第 1 項又は第 2 4 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

（ e ） （略）

c ~ g （略）

3 ~ 6 （略）

（上場不動産投資信託証券に関する情報の開示）
第 1 2 1 3 条 （略）

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合（ a 及び c に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a (略)

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の (a) から (h) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) ~ (e) (略)

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(g) ・ (h) (略)

c ・ d (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合（ a に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が

(1) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合（ a 及び c に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a (略)

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の (a) から (h) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) ~ (e) (略)

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(g) ・ (h) (略)

c ・ d (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の a から d までのいずれかに該当する場合（ a に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が

認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ d (略)

(3) 委託者非指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のa又はbに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a・b (略)

3 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) ~ (5) (略)

4 ~ 7 (略)

(上場管理等)

第1304条 当取引所は、東証グループが次の各号に掲げる行為を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

(1) 第402条から第405条まで、第408条から第411条の2まで、第415条及び第416条(第806条第8項において準用する場合を含む。)及び第806条の規定による会社情報の開示

(2) (略)

2 (略)

認めるものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ d (略)

(3) 委託者非指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のa又はbに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a・b (略)

3 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) ~ (5) (略)

4 ~ 7 (略)

(上場管理等)

第1304条 当取引所は、東証グループが次の各号に掲げる行為を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

(1) 第402条から第406条まで、第408条から第411条の2まで、第415条及び第416条(第806条第8項において準用する場合を含む。)及び第806条の規定による会社情報の開示

(2) (略)

2 (略)

- 1 この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第402条第1号a mの規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用する。
- 3 改正後の第409条の2の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用する。
- 4 改正後の第436条の2第1項の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅に新株予約権の行使により交付される株数を乗じて算出した値幅とする。</u></p> <p>5 第1項及び前2項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株券及び新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 第1項及び前項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</p>

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(21)の2 独立役員 規程第436条の2 第1項に規定する独立役員をいう。</u></p> <p>(22)～(35) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(22)～(35) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(流通株式の定義)</p> <p>第8条 規程第2条第96号に規定する施行規則で定めるものとは、第1号から第3号までに掲げる者又は組合等(法第165条の2第1項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)が所有する有価証券をいう。ただし、規程第2編第2章(規程第209条、規程第210条第3項及び規程第216条を除く。)(同編第3章第4節において準用する場合を含む。)、同編第3章第2節、規程第804条及び規程第816条においては、次の各号に掲げる者又は組合等が所有する有価証券をいう。</p> <p>(1) 当該有価証券の発行者の役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。))、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(流通株式の定義)</p> <p>第8条 規程第2条第96号に規定する施行規則で定めるものとは、第1号から第3号までに掲げる者又は組合等(法第165条の2第1項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)が所有する有価証券をいう。ただし、規程第2編第2章(規程第209条、規程第210条第3項及び規程第216条を除く。)(同編第3章第4節において準用する場合を含む。)、同編第3章第2節、規程第804条及び規程第816条においては、次の各号に掲げる者又は組合等が所有する有価証券をいう。</p> <p>(1) 当該有価証券の発行者の役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。))、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(上場承認時の提出書類)</p>	<p>(上場承認時の提出書類)</p>

第211条（略）

2～5（略）

6 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第5号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)（略）

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由

(3)・(4)（略）

(5) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。）

a 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。以下同じ。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

d 当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。）

第211条（略）

2～5（略）

6 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1)（略）

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(3)・(4)（略）

(新設)

e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者

(a) aから前dまでに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)

(6) (略)

(上場承認時の提出書類)

第226条 (略)

2~5 (略)

6 規程第211条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第5号にあっては、新規上場申請者が国内株券の発行者である場合に限る。

(1) (略)

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由

(3)・(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。)

a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等

b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、

(5) (略)

(上場承認時の提出書類)

第226条 (略)

2~5 (略)

6 規程第211条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) (略)

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(3)・(4) (略)

(新設)

会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

d 当該会社の主要株主

e 次の（a）又は（b）に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

（a） aから前dまでに掲げる者

（b） 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

（6） （略）

（新株予約権証券の上場基準）

第306条 規程第304条第1項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合していることとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の前日の日であって、当取引所が定める日までとする。

（1）・（2） （略）

（削る）

（3） （略）

（4） 新株予約権証券の数が2,000単位以上であること。

（5） （略）

2 （略）

（決定事実に係る軽微基準）

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に

（5） （略）

（新株予約権証券の上場基準）

第306条 規程第304条第1項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合していることとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の前日の日であって、当取引所が定める日までとする。

（1）・（2） （略）

（3） 新株予約権1個の目的である株式が上場株券等1株に係るものであること。

（4） （略）

（5） 新株予約権の目的である株式数が2,000単位以上であること。

（6）（略）

2 （略）

（決定事実に係る軽微基準）

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に

<p>係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 規程第402条第1号<u>a_n</u>に掲げる事項</p> <p>定款の変更理由が次の<u>aからcまでのいずれかに該当すること。</u></p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由</u></p>	<p>係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 規程第402条第1号<u>a_m</u>に掲げる事項</p> <p>定款の変更理由が次の<u>a又はbに該当すること。</u></p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(会社情報の開示の取扱い)</p>	<p>(第三者割当に関する事項の開示の取扱い)</p>
<p>第402条の2 規程第402条、規程第403条及び規程第407条の規定に基づき開示すべき内容は、原則として、次の各号に掲げる内容とする。</p> <p>(1) 規程第402条第1号、規程第403条第1号及び規程第407条第2項に定める事項(以下この項において「決定事実」という。)を決定した理由又は規程第402条第2号、規程第403条第2号及び規程第407条に定める事実(以下この項において「発生事実」という。)が発生した経緯</p> <p>(2) 決定事実又は発生事実の概要</p> <p>(3) 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し</p> <p>(4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項</p>	<p>第402条の2 規程第402条に規定する投資判断上重要なものとして施行規則で定める内容は、次の各号に掲げる内容をいう。</p> <p>(1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容</p> <p>(2) 次のa及びbに掲げる事項(bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。)</p> <p>a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容</p> <p>b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等</p> <p>(3) 規程第432条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由)</p> <p>(4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項</p>
<p>2 規程第402条第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次の各号に掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>(1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容</p> <p>(2) 次のa及びbに掲げる事項(bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める</p>	<p>第402条の2 規程第402条に規定する投資判断上重要なものとして施行規則で定める内容は、次の各号に掲げる内容をいう。</p> <p>(1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容</p> <p>(2) 次のa及びbに掲げる事項(bに掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。)</p> <p>a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容</p> <p>b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等</p> <p>(3) 規程第432条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由)</p> <p>(4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項</p>

場合に限る。)

a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等

(3) 規程第432条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由)

(4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項

第409条 削除

(財務会計基準機構への加入状況等に関する開示の取扱い)

第410条の2 規程第409条の2ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、上場内国会社が規程第404条の規定に基づき事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、公益財団法人財務会計基準機構の会員マークを表示している場合をいう。

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

(非上場親会社等の情報の開示の取扱い)

第409条 第401条第2号から第6号まで、第8号及び第9号の規定は、規程第406条第1項に規定する施行規則で定める基準のうち同項第1号に掲げる事実に係るものについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは「上場会社の親会社等」と読み替えるものとする。

2 第402条第1号の規定は、規程第406条第1項に規定する施行規則で定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものについて準用する。

(新設)

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第412条 規程第411条第1項に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が規程第411条第3項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由

(4)~(6) (略)

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合)にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)~(15) (略)

(16) 規程第402条第1号a nに掲げる事項

次のa及びbに掲げる書類。この場合において、上場内国会社は、aに掲げる書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録(法令に基づき電磁的記録が作成さ

第412条 規程第411条に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が規程第406条第2項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由

(4)~(6) (略)

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合)にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1)~(15) (略)

(16) 規程第402条第1号a mに掲げる事項

次のa及びbに掲げる書類。この場合において、上場内国会社は、aに掲げる書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録(法令に基づき電磁的記録が作成さ

れている場合にあつては、当該電磁的記録)の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

(17) 規程第402条第1号a oに掲げる事項

変更後のスキームについて記載した書面
変更後直ちに

第424条 削除

れている場合にあつては、当該電磁的記録)の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

(17) 規程第402条第1号a nに掲げる事項

変更後のスキームについて記載した書面
変更後直ちに

(親会社等に関する書類の提出)

第424条 上場会社は、継続開示会社である親会社等(国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者その他当取引所が適当と認める者を除く。)を有している場合であつて、当該親会社等が内閣総理大臣等に次の各号に定める書類を提出した場合には、提出した書類の写しを、提出後遅滞なく当取引所に提出するものとする。

(1) 有価証券報告書(訂正有価証券報告書を含む。)及びその添付書類

(2) 半期報告書(訂正半期報告書を含む。)

(3) 四半期報告書(訂正四半期報告書を含む。)

(4) 臨時報告書(訂正臨時報告書を含む。)

この場合において、当該上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2. 上場会社は、規程第406条の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同条第1項各号に係る事項を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した「非上場の親会社等の変更通知書」を、確定後遅滞なく当取引所に提出するものとする。

<p>(独立役員の確保に関する取扱い)</p> <p>第436条の2 規程第436条の2第2項に規定する独立役員の確保については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 上場内国株券の発行者は、独立役員に関して記載した当取引所所定の「独立役員届出書」を当取引所に提出するものとする。</p> <p>(2) 上場内国株券の発行者は、前号に規定する「独立役員届出書」を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>2 上場内国株券の発行者は、前項に規定する「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場内国株券の発行者は、当該変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(反社会的勢力の関与)</p> <p>第436条の3 規程第443条に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係とは、次の各号に掲げる関係をいう。</p> <p>(1) 次のaからdまでに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。)である関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場会社の役員(取締役、会計参与、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。))をいう。)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(反社会的勢力の関与)</p> <p>第436条の2 規程第443条に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係とは、次の各号に掲げる関係をいう。</p> <p>(1) 次のaからdまでに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。)である関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場会社の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。))、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。))をいう。)</p> <p>(2) (略)</p>

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2~14 (略)

15 第436条の3の規定は、規程第601条第1項第19号に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則に定める関係について準用する。

(会社情報の開示の取扱い)

第804条 (略)

2 第402条の2第1項の規定は、規程第806条第3項、第4項(第1号又は第2号に該当する場合に限る。)及び第7項の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

3 (略)

4 第412条(第2号及び第3号を除く。)の規定は、規程第806条第6項の規定に基づく対象子会社の開示について準用する。

(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)

第1109条 (略)

2 (略)

3 第402条の2第1項の規定は、規程第1107条第2項第2号及び第3号の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

4 規程第1107条第2項第2号及び第3号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) 規程第1107条第2項第2号aの(c)及び同項第3号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2~14 (略)

15 第436条の2の規定は、規程第601条第1項第19号に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則に定める関係について準用する。

(会社情報の開示の取扱い)

第804条 (略)

(新設)

2 (略)

3 第412条(第2号及び第3号を除く。)の規定は、規程第806条第7項の規定に基づく対象子会社の開示について準用する。

(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)

第1109条 (略)

2 (略)

(新設)

3 規程第1107条第2項第2号及び第3号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) 規程第1107条第2項第2号aの(c)及び同項第3号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次のa又はbに該当すること。

a・b (略)	a・b (略)
<u>c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が 軽微なものとして当取引所が認める理由</u>	(新設)
(2) (略)	(2) (略)
<u>5 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>7 (略)</u>	<u>6 (略)</u>
<u>8 (略)</u>	<u>7 (略)</u>
(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の 取扱い)	(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の 取扱い)
第1229条 規程第1213条第2項第1号及 び第2号並びに同条第3項に規定する施行規則 で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区 分に従い、当該各号に定める基準をいう。この 場合において、第1206条第1項の規定は、 第3号及び第4号に規定する譲渡対象資産の価 格及び純資産総額の算定において使用する各資 産の額について、同条第4項の規定は、第4号 に規定する純資産総額について、それぞれ準用 する。	第1229条 規程第1213条第2項第1号及 び第2号並びに同条第3項に規定する施行規則 で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区 分に従い、当該各号に定める基準をいう。この 場合において、第1206条第1項の規定は、 第3号及び第4号に規定する譲渡対象資産の価 格及び純資産総額の算定において使用する各資 産の額について、同条第4項の規定は、第4号 に規定する純資産総額について、それぞれ準用 する。
(1) 規程第1213条第2項第1号a(e) 及び同項第2号a(d)に掲げる事項 規約及び投資信託約款の変更理由が次の <u>a</u> から <u>c</u> までのいずれかに該当すること。	(1) 規程第1213条第2項第1号a(e) 及び同項第2号a(d)に掲げる事項 規約及び投資信託約款の変更理由が次の <u>a</u> 又は <u>b</u> に該当すること。
a・b (略)	a・b (略)
<u>c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が 軽微なものとして当取引所が認める理由</u>	(新設)
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
<u>2 第402条の2第1項の規定は、規程第12 13条第2項及び第3項の規定に基づき開示す べき内容について準用する。</u>	(新設)
<u>3 (略)</u>	<u>2 (略)</u>
<u>4 (略)</u>	<u>3 (略)</u>
<u>5 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>

7 (略)

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 (略)

2~9 (略)

10 第436条の3の規定は、規程第1218条第2項第18号に規定する上場不動産投資信託証券の発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

11 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第211条第6項第2号(第802条第3項において準用する場合を含む。次項及び第5項において同じ。)又は第226条第6項第2号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に株券等又は子会社連動配当株の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券等又は子会社連動配当株の新規上場を申請した者は、改正後の第211条第6項各号(第5号を除く。)又は第226条第6項各号(第5号を除く。)に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を、平成22年3月31日までに(同日までに当取引所が新規上場を承認していない場合にあつては、当取引所が新規上場を承認する日に)当取引所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとす

6 (略)

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 (略)

2~9 (略)

10 第436条の2の規定は、規程第1218条第2項第18号に規定する上場不動産投資信託証券の発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

11 (略)

る。

- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の第211条第6項各号（第802条第3項において準用する場合を含む。）又は第226条第6項各号に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券等又は子会社連動配当株の発行者は、改正後の第211条第6項各号（第5号を除く。）又は第226条第6項各号（第5号を除く。）に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を、平成22年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第211条第6項第5号（第802条第3項において準用する場合を含む。次項及び第8項において同じ。）又は第226条第6項第5号の規定は、施行日以後に内国株券又は子会社連動配当株の新規上場を申請する者から適用する。
- 7 施行日前に内国株券又は子会社連動配当株の新規上場を申請した者は、改正後の第211条第6項各号又は第226条第6項各号に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく（当該定時株主総会の

日までに当取引所が新規上場を承認していない場合にあっては、当取引所が新規上場を承認する日に)当取引所に提出するものとする(当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。)。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

8 施行日において現に上場されている内国株券又は子会社連動配当株の発行者は、改正後の第211条第6項各号又は第226条第6項各号に掲げる事項を記載した規程第204条第12項第1号、規程第211条第12項第1号又は規程第803条第5項に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとする(当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。)。この場合において、当該発行者は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

9 改正後の第436条の2第1項の規定は、施行日以後に内国株券の新規上場を申請する者から適用する。

10 施行日前に内国株券の新規上場を申請した者は、改正後の第436条の2第1項に規定する独立役員届出書を、平成22年3月31日までに(同日までに当該内国株券が新規上場していない場合にあっては、新規上場日に)当取引所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該書面を上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

11 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、改正後の第436条の2第1項に規定する独立役員届出書を、平成22年3月

3 1日までに当取引所に提出するものとする。
この場合において、当該発行者は、当該書面を
当取引所が公衆の縦覧に供することに同意する
ものとする。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>株券等の新規上場審査〔本則市場〕 (内国会社における企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性)</p> <p>4．新規上場申請者が内国会社である場合には、 規程第207条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(5)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合における上場審査は、規程第436条の2から第439条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>株券等の新規上場審査〔本則市場〕 (内国会社における企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性)</p> <p>4．新規上場申請者が内国会社である場合には、 規程第207条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(5)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合において、新規上場申請者は、規程第437条から第439条までの規定を遵守するものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(内国会社における企業内容等の開示の適正性)</p> <p>5．新規上場申請者が内国会社である場合には、 規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末</p>	<p>(内国会社における企業内容等の開示の適正性)</p> <p>5．新規上場申請者が内国会社である場合には、 規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末</p>

日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。

a (略)

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前aに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(外国会社における企業内容等の開示の適正性)
10 .新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1)~(3) (略)

(4) 新規上場申請者が親会社等を有してい

日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。

a (略)

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前aに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(a)又は(b)及び(c)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(a) 新規上場申請者が、上場後において施行規則第424条の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(b) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(c) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

(外国会社における企業内容等の開示の適正性)
10 .新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1)~(3) (略)

(4) 新規上場申請者が親会社等を有してい

る場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次の a 又は b のいずれかに該当すること。

a （略）

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前 a に適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

株券等の新規上場審査 [マザーズ]

（企業内容、リスク情報等の開示の適切性）

2. 規程第 214 条第 1 項第 1 号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）～（3） （略）

る場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次の a 又は b のいずれかに該当すること。

a （略）

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前 a に適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の（a）又は（b）及び（c）に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

（a） 新規上場申請者が、上場後において施行規則第 424 条の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

（b） 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

（c） 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

株券等の新規上場審査 [マザーズ]

（企業内容、リスク情報等の開示の適切性）

2. 規程第 214 条第 1 項第 1 号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（6）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）～（3） （略）

(4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

a (略)

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前aに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

a (略)

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前aに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(a)又は(b)及び(c)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(a) 新規上場申請者が、上場後において施行規則第424条の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(b) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(c) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

(5) ・ (6) (略)

(企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性)

4 . 規程第 2 1 4 条第 1 項第 3 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) から (5) までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第 4 3 6 条の 2 から第 4 3 9 条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b (略)

(2) ~ (5) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成 2 1 年 1 2 月 3 0 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の 5 . (4) b、 1 0 . (4) b 及び 2 . (4) b の規定は、この改正規定の施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、改正後の 4 . (1) a 及び 4 . (1) a の規定は、平成 2 3 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度を直前事業年度として新規上場申請を行う内国株券等の上場審査から適用し、当該事業年度より前の事業

(5) ・ (6) (略)

(企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性)

4 . 規程第 2 1 4 条第 1 項第 3 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) から (5) までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、規程第 4 3 7 条から第 4 3 9 条までの規定を遵守するものとする。

b (略)

(2) ~ (5) (略)

年度を直前事業年度として新規上場申請を行う
内国株券等の上場審査については、なお従前の
例による。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 規程第436条の2の規定</u></p> <p><u>施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからeまでのいずれかに該当している場合におけるその状況</u></p> <p>a <u>当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者</u></p> <p>b <u>当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</u></p> <p>c <u>当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)</u></p> <p>d <u>最近においてaから前cまでに該当していた者</u></p> <p>e <u>次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)</u>の近親</p>	<p>実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

者

(a) a から前 d までに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）を含む。）

(c) 最近において前（ b ）に該当していた者

(4) ~ (8) (略)

上場廃止に係る審査

(虚偽記載又は不適正意見等)

4 . 規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 1 号 b に規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。

付 則

この改正規定は、平成 2 1 年 1 2 月 3 0 日から施行する。

(4) ~ (8) (略)

上場廃止に係る審査

(虚偽記載又は不適正意見等)

4 . 規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 1 号 b に規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容（当該報告書において、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合であって、それが専ら継続企業の前提に関する事由によるものであると認められるときは、当該記載がされた後最初の監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容を含む。）、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。